

秋田県療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするために療育手帳（以下「手帳」という。）を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、児童相談所又は子ども・女性・障害者相談センターにおいて知的障害であると判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。

(実施主体)

第3条 この制度は、子ども・女性・障害者相談センター所長が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

(手帳の記載事項)

第4条 手帳の主な記載事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 手帳番号、新規交付年月日及び再交付年月日
- (2) 知的障害者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 障害の程度（重度とその他の別）
- (4) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- (5) 次期判定年月
- (6) 判定、指導、相談等の記録
- (7) 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に関する「第一種」、「第二種」の区分
- (8) その他、知的障害者の福祉の便に供するため、子ども・女性・障害者相談センター所長が必要と認めるもの

2 手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。

(障害の程度)

第5条 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、手帳には重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

(1) 重度

知能指数が35以下又は知能指数が50以下で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するもので、かつ、日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるものとする。

(2) その他

前号に該当する以外の程度のものとする。

(手帳の交付申請)

第6条 手帳の交付を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、療育手帳交付申請書（様式第2号）に個人番号（行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載し、写真及び日常生活等状況調査票（様式第3号）を添付した上で、手帳の交付を受けようとする者の居住地を管轄する市福祉事務所長又は町村長（以下「市福祉事務所長等」という。）を経由して子ども・女性・障害者相談センター所長に申請するものとする。ただし、手帳の交付を受けようとする者が18歳未満である場合は、原則としてその保護者が代わって申請し、保護者の居住地を管轄する市福祉事務所長等を経由するものとする。

- 2 市福祉事務所長等は、前項の申請書を受理したときは、判定調査資料（様式第4号）を作成し、当該申請書に添付の上、子ども・女性・障害者相談センター所長に進達するものとする。ただし、手帳の交付を受けようとする者が18歳未満である場合は、当該市町村を管轄する児童相談所長を経由するものとする。

（障害の程度の判定）

第7条 児童相談所長又は子ども・女性・障害者相談センター所長は、前条の規定により申請書を受理したときは、手帳の交付を受けようとする者に対して第5条第1項各号に規定する障害の程度に該当するか判定を行うとともに、判定後における障害の程度の確認（以下「再判定」という。）を必要と認める場合は、次期判定年月を指定するものとする。この場合における次期判定年月は、原則として2年後とするが、知的障害者の障害の状況から2年を超える時期に再判定を行うことが適当と認めるときは、その時期を指定することができるものとする。

- 2 児童相談所長又は子ども・女性・障害者相談センター所長は、前項の規定により次の者に係る判定を行う場合は、当該結果を参考としてこれを行うことができるものとする。
 - （1） 児童相談所若しくは子ども・女性・障害者相談センターにおいて既に同様の判定が行われている者
 - （2） 別に定める機関において既に知能の水準又は発達の程度を測定する検査を受けている者
- 3 児童相談所長は、前2項の規定により判定を行ったときは、その判定結果を子ども・女性・障害者相談センター所長に報告するものとする。

（手帳の交付等）

第8条 子ども・女性・障害者相談センター所長は、前条に規定する判定の結果、手帳の交付を決定したときは、療育手帳交付決定通知書（様式第5号）及び手帳を作成し、経由した市福祉事務所長等を介して、申請者に交付するものとする。

- 2 子ども・女性・障害者相談センター所長は、前条に規定する判定の結果、手帳の交付の非該当を決定したときは、その理由を附した療育手帳交付申請却下通知書（様式第6号）を作成し、経由した市福祉事務所長等を介して、申請者に通知するものとする。
- 3 市福祉事務所長等は、前2項の規定により送付された療育手帳交付決定通知書及び手帳又は療育手帳交付申請却下通知書について、記載事項等を確認の上、申請者に交付するものとする。

（再判定）

第9条 手帳の交付を受けた知的障害者（以下「手帳所持者」という。）は、次期判定年月が指定されている場合は、当該年月までに再判定を受けるものとする。

- 2 手帳所持者及びその保護者は、手帳の交付後、手帳所持者の状態に大きな変化が生じ

た場合は、前項の次期判定年月に関わらず、再判定を受けることができる。

- 3 前2項の規定により再判定を受けようとする手帳所持者又はその保護者は、療育手帳交付申請書に写真を添付して、第6条第1項に規定する手帳の交付申請の手續に準じ申請するものとする。
- 4 市福祉事務所長等は、前項の規定により申請書を受理したときは、子ども・女性・障害者相談センター所長に進達するものとする。ただし、手帳所持者が18歳未満である場合は、当該市町村を管轄する児童相談所長を経由するものとする。
- 5 児童相談所長及び子ども・女性・障害者相談センター所長は、前項の規定により申請書を受理したときは、第7条の規定に準じ再判定を行うものとする。
- 6 前項の再判定による手帳の交付等の手續は、第8条の規定を準用する。

(記載事項の変更の届出)

第10条 手帳所持者又はその保護者は、次の各号の事項に変更があったときは、速やかに療育手帳記載事項変更届(様式第7号)に手帳を添付し、個人番号を記載した上で市福祉事務所長等を経由して子ども・女性・障害者相談センター所長に届け出るものとする。

- (1) 手帳所持者の氏名又は住所
- (2) 保護者又は保護者の氏名若しくは住所

- 2 市福祉事務所長等は、前項の変更届を受理したときは、当該事項を確認の上、手帳の記載事項を訂正し、訂正箇所には訂正印を押印の上、当該届出を行った者に返付するとともに、訂正後の手帳の写しを添付して、子ども・女性・障害者相談センター所長に進達するものとする。
- 3 子ども・女性・障害者相談センター所長は、第1項の届出が居住地の変更に係る場合は、当該変更届の写し及び訂正後の手帳の写しを添付して、療育手帳居住地変更通知書(様式第8号)により、旧居住地の市福祉事務所長等へ通知するものとする。

(手帳の再交付申請)

第11条 手帳所持者又はその保護者は、手帳を破損し又は記載欄に余白がなくなったとき等若しくは紛失した場合は、療育手帳再交付申請書(様式第9号)に写真を添付して、第6条第1項に規定する手帳の交付申請の手續に準じ申請するものとする。ただし、手帳を破損し又は記載欄に余白がなくなったとき等に係る再交付申請にあつては、当該手帳の写しを添えて行うものとし、個人番号の記載は省略するものとする。

また、手帳を紛失した場合に係る再交付申請にあつては、当該申請に係る手帳所持者の氏名及び生年月日又は住所(以下この項において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次の各号に掲げるもののいずれかを提出するときに限り、個人番号の記載は省略するものとする。

- (1) 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード又は行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項第1号に掲げる書類(療育手帳を除く。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請に係る手帳所持者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして子ども・女性・

障害者相談センター所長が適当と認めるもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあっては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限り、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって子ども・女性・障害者相談センター所長が適当と認めるもののうち2以上の書類

- 2 子ども・女性・障害者相談センター所長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該手帳所持者に係る判定結果をもとに療育手帳再交付書（様式第10号）及び手帳を作成し、経由した市福祉事務所長等を介して、当該申請を行った者に交付するものとする。

（他の都道府県等からの転入）

第12条 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「他の都道府県等」という。）において交付された手帳を所持して県の区域内に転入した知的障害者（以下「県外転入者」という。）又はその保護者は、速やかに療育手帳記載事項変更届に手帳を添付し、市福祉事務所長等を経由して子ども・女性・障害者相談センター所長に届け出るものとする。ただし、手帳に表示してある障害の程度が第5条第1項に規定する「B」又は「B」相当に該当し、かつ、次期判定年月の指定のない手帳を所持している者は当該届出は行わず、第6条第1項に規定する手帳の交付申請の手続により本県の手帳を申請するものとする。

- 2 市福祉事務所長等は、前項の変更届を受理したときは、当該事項を確認の上、手帳の記載事項を訂正し、訂正箇所には訂正印を押印の上、当該届出を行った者に返付するとともに、訂正後の手帳の写しを添付して、子ども・女性・障害者相談センター所長に進達するものとする。

- 3 子ども・女性・障害者相談センター所長は、第1項の規定により変更届を受理したときは、当該変更届の写し及び訂正後の手帳の写しを添付して、療育手帳居住地変更通知書により、旧居住地の市福祉事務所長等へ通知するものとする。

- 4 県外転入者又はその保護者は、第1項ただし書きの規定による申請をする場合は、療育手帳交付申請書に他の都道府県等において交付された手帳の写しを添付するものとする。

- 5 前項の場合において、判定に当たって旧居住地の判定資料の活用を希望する者は、児童相談所長又は子ども・女性・障害者相談センター所長に申出書（様式第11号）を提出するものとする。

- 6 児童相談所長又は子ども・女性・障害者相談センター所長は、前項による申出書の提出があった場合は、判定資料提供依頼書（様式第12号）により旧居住地の他の都道府県等に対し判定資料の提供を依頼し、原則として新たに面接を行うことなく、当該判定資料を活用して判定を行うものとする。

- 7 児童相談所長は、前項の規定により判定を行ったときは、その判定結果を子ども・女性・障害者相談センター所長に報告するものとする。

（手帳の返還）

第13条 手帳所持者又はその保護者は、次の各号の事項が生じたときは、療育手帳返還届

(様式第13号)に手帳を添付し、市福祉事務所長等を経由して子ども・女性・障害者相談センター所長に返還するものとする。

- (1) 再判定の結果、新たな手帳の交付を受けたとき
- (2) 再判定の結果、手帳の交付対象者に該当しなくなったとき
- (3) 第11条の規定により手帳の再交付を受けたとき
- (4) 手帳所持者が死亡したとき
- (5) 他の都道府県等の区域に転出し、本県以外の手帳の交付を受けたとき
- (6) その他、手帳を必要としなくなったとき

2 市福祉事務所長等は、前項の返還届及び手帳を受領したときは、当該事項を確認の上、子ども・女性・障害者相談センター所長に進達するものとする。

(台帳の作成等)

第14条 子ども・女性・障害者相談センター所長は、次の各号の事項を記載した療育手帳交付台帳を作成するものとする。

- (1) 知的障害者の氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号
- (2) 手帳番号、新規交付年月日及び再交付年月日
- (3) 障害の程度(重度とその他の別)
- (4) 保護者の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- (5) 次期判定年月
- (6) 判定、指導、相談等の記録

2 児童相談所長及び子ども・女性・障害者相談センター所長は、判定及び再判定等に関する記録を整備するものとする。

3 市福祉事務所長等は、手帳の交付申請及び交付に関する記録簿を整備するものとする。

(補足)

第15条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年3月27日付け48家-306「秋田県療育手帳制度実施要綱」は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に福祉相談センター所長により交付されている手帳は、この要綱の規定により交付された手帳とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に療育手帳の交付等を目的として福祉相談センター所長に提出されている申請書、届出書、その他の書類は、この要綱に相当する規定及び様式により提出されている申請書、届出書、その他の書類とみなす。

附 則 (令和4年3月10日 障-2585 一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日 障-3237 一部改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、福祉相談センター所長がなした手続その他の行為又は福祉相談センター所長に対してなされた手続その他の行為は、子ども・女性・障害者センター所長がなし、又は子ども・女性・障害者相談センター所長に対してなされたものとみなす。

附 則 (令和6年3月7日 障-3018 一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。